

笠松町議会議員選挙 3/22(日) 執行予定

任期満了に伴う笠松町議会議員選挙が3月22日(日)に行われる予定です。

町議会議員は、町の政策方針や予算を審議・決定する議会において、皆さんの町政に対する思いを代弁する役割を担っています。皆さんの今後の暮らしに直結する大切な選挙ですので、投票による意思表示を行いましょ。

どこで投票できるの？

投票:3月22日(日) 午前7時～午後8時 / 開票:午後9時～		
場所	第1投票区	笠松中央公民館集会室(常盤町6番地)
	第2投票区	松枝公民館(長池292番地)
	第3投票区	総合会館(中野229番地)

選挙結果は町ホームページにて即時公表します。



★第3投票区の投票所が下羽栗会館から **総合会館** に変わります。お間違えのないよう、ご注意ください。

だれが投票できるの？

平成14年3月23日以前に生まれた方で、令和元年12月16日以前に笠松町で住民登録をした方が投票できます。

ただし、投票日当日までに町外へ転出された方は投票することができません。

2月27日以後に転居(町内の引越し)した方は、転居前の投票区で投票できます。

投票所入場券を各世帯に送ります

投票所入場券を3月17日(火)に発送します。有権者の氏名は、内側に記載(6人まで連記)してありますので、入場券を切り離して投票所へお持ちください。入場券をなくしたときでも投票はできますので、投票所で係員にお申し出ください。また、入場券が届かない場合は町選挙管理委員会までお問合せください。

投票日に投票できない場合は？

投票日に仕事などがある方は期日前投票を

投票日当日に、仕事などで投票所へ行くことができない方は、期日前投票ができます。

期日前投票所で請求書兼宣誓書に記入していただければ投票できます。(入場券が届いていれば持参してください)

期日前投票期間

日時	3月18日(水)～21日(土) 午前8時30分～午後8時
場所	笠松町役場 住民課ロビー

郵便による不在者投票

身体障害者手帳、介護保険被保険者証などを持っている方で、次の要件に該当する方は、郵便による不在者投票をすることができます。事前に証明書の交付が必要となりますので、詳しくは町選挙管理委員会までお問合せください。

- 身体障害者手帳をお持ちの方で、両下肢、体幹または移動機能の障がいの程度が1級か2級の方、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障がいの程度が1級か3級の方、免疫または肝臓の障がいの程度が1級から3級までの方
- 戦傷病者手帳をお持ちの方で、両下肢、体幹の障がいの程度が特別項症から第2項症までの方、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸または肝臓の障がいの程度が特別項症から第3項症までの方
- 介護保険の被保険者証をお持ちの方で、要介護状態区分が要介護5の方

病院や老人ホームなどでも不在者投票ができます

病院や老人ホームなどの指定施設で投票する方や一時的に遠方に滞在していて、笠松町以外で投票する方は、町選挙管理委員会に投票用紙を請求いただき不在者投票をすることができます。

圃町選挙管理委員会(総務課内) ☎388-1111